

平成31年度版 (2019年4月から2020年3月まで) 五所川原市 家庭ごみ収集カレンダー



飯詰地区〔興隆、朝日〕
三好地区〔上藻川、下藻川、高瀬、鶴ヶ岡〕
北地区〔田川〕
長橋地区〔福山、野里、戸沢、平町、神山、松野木、杉派立、福岡、若山、石田坂〕



ごみの分別やし方は、「家庭ごみ分別表(保存版)」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表(保存版)」を紛失した等の場合は、環境対策課(金木・市浦は総合支所窓口)で配布いたします。

- 燃やせるごみ (生ごみ、紙、木、布、革)
- 燃やせないごみ (ガラス、せともの、ゴム、蛍光灯、電池等)
- プラスチック類リサイクル (プラスチック容器、包装フィルム、ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等)
- 資源リサイクル (ペットボトル、びん、缶)
- 紙・金属・小型電子機器等リサイクル (新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・雑紙、小型家電製品、携帯電話、金属類等)

2019年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
			休1み	休2み	休3み	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

5月

※年に1度の不燃系粗大ごみの無料回収は、5月から7月にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

注：(休)年末年始はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

※2020年度版カレンダーの発行は2020年2月25日頃を予定しています。

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2020年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

「お願い」
①指定ごみ袋には必ず町名・氏名(世帯主の名前をフルネーム)を記入してください。
②収集日の朝8時までに集積場所に出してください。
③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは収集しませんのでご了承ください。

お問い合わせ
五所川原市役所 民生部 環境対策課 TEL 35-2111
<http://www.city.goshogawara.lg.jp>

「廃棄物処理法」により、廃棄物の「不法投棄」と「野焼き(ドラム缶など基準を満たさない焼却炉による廃棄物の焼却を含む)」は禁止されています。(5年以下の懲役又は1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。)